

保険の対象となる方(被保険者)について

1. 「保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1」としてご加入いただける方

① 一般社団法人全国中小企業勤労者福祉サービスセンター(略称：全福センター)の会員	
② ①の方のご家族	配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟
	①の方と同居されているご親族・使用人の方

※保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1について年齢*2等の加入条件がある補償があります。詳細は「補償ラインナップ(基本補償)」の各ページをご確認ください。

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

*2 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

【保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1の年齢*2条件】

補償の種類		年齢*2条件	
所得補償		満15歳以上	
医療補償		満5歳以上満89歳以下	
がん補償			
介護補償	年金払介護	満40歳以上満79歳以下*3	
	一時金払介護	公的介護保険連動型	満40歳以上満84歳以下
		独自基準追加型	満5歳以上満84歳以下

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

*2 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

*3 更新契約の場合は、更新時の保険の対象となる方ご本人*1の年齢*2が満84歳以下とします。

法人を加入者(被保険者を役員・従業員)とすることもできます。

保険料法人負担・従業員全員加入の場合、福利厚生費として損金処理が可能です。

※被保険者とする従業員は全福センターの会員であることが必要です。

2. 保険の対象となる方(被保険者)の範囲

保険の対象となる方(被保険者)の範囲は、基本補償ごとの「型」により以下のとおりとなります。

※基本補償により、選択可能な「型」が異なります。「補償ラインナップ(基本補償)」の各ページをご確認ください。

■ 賠償・財産・費用に関する補償

	家族型
① ご本人*1	○
② ご本人*1の配偶者	○
③ ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族	○
④ ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様	○

※保険の対象となる方の続柄は、傷害または損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任において、ご本人*1が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

■ 医療補償、がん補償、所得補償、介護補償

	本人型
ご本人*1	○

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

3. 始期前発病に関する注意点

この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で既に被っている病気やケガについては、保険金をお支払いすることができません。ただし、初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払対象となります。基本となる補償の《保険金をお支払いする主な場合》、《保険金をお支払いしない主な場合》や主な特約の概要につきましては、「補償の概要等」をご確認ください。

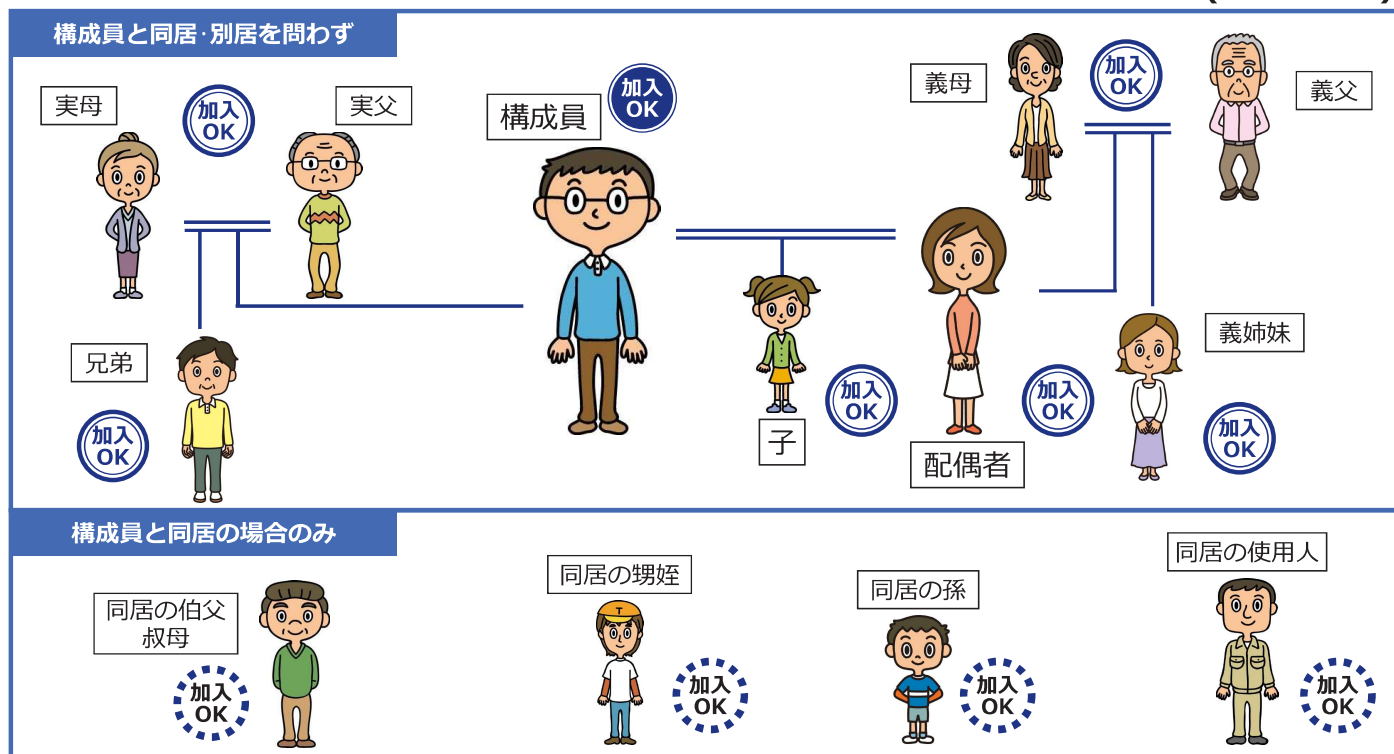
【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

- (1)配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り。婚約とは異なります。)
 ①婚姻意思*1を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- (2)親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)
- (3)未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

構成員の **同居・別居の** ご家族も団体割引でご加入いただけます！

(イメージ図)



※お子様の配偶者もご加入いただけます。詳しくは1. 「保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1」としてご加入いただける方をご確認ください。